第１号の13様式（第12条の17の６の５関係） 承認申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の５第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略） 第１号の14様式（第12条の17の６の６関係） 承認証 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の６第１項の規定により、交付する。 （略） 第１号の15様式（第12条の17の６の８関係） 承認証再交付申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の８第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）	第１号の13様式（第12条の17の６の３関係） 承認申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の３第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略） 第１号の14様式（第12条の17の６の４関係） 承認証 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の４第１項の規定により、交付する。 （略） 第１号の15様式（第12条の17の６の６関係） 承認証再交付申請書 （略） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の６の６第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二八

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（採用試験の種類ごとの名称） **第三条**　（略） ２　（略） ３　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～三　（略） 四　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　法務省専門職員（人間科学）採用試験	（採用試験の種類ごとの名称） **第三条**　（略） ２　（略） ３　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～三　（略） 四　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　入国警備官採用試験